

公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資することを目的とすること。

(第一条関係)

## 第二 定義

一 この法律において「公的資金による事業再生支援」とは、株式会社企業再生支援機構その他有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の維持更生又は再生を支援することを目的に政府（政府が出資する法人を含む。以下一及び二において同じ。）が出資して設立された法人（当該目的に係る業務を行う法人であつて政府が出資するものを含む。）であつて政令で定めるもの（以下「事業再生支援法人」という。）が当該目的に係る業務として行う次に掲げる行為をいうこと。

① 当該事業者に対して金融機関等（株式会社企業再生支援機構法第二条に規定する金融機関等をいう）

以下一において同じ。)が有する債権の買取り又は当該事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け

② 当該事業者に対する資金の貸付け(社債の引受けを含む。)

③ 当該事業者に対する金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

④ 当該事業者に対する出資(当該事業者の株式の取得を含む。)  
(第二条第一項関係)

二 極めて大規模な災害によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものの事業の再生を支援することを目的に政府が出資して設立された法人が当該目的に係る業務として行う一①から④までに掲げる行為は、公的資金による事業再生支援に含まれないものとする事。  
(第二条第二項関係)

三 この法律において「公的資金再生事業者」とは、公的資金による事業再生支援を受けた事業者をいう事。  
(第二条第三項関係)

### 第三 指針の策定

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第一条の公正かつ自由な競争の促

進を図るため、次に掲げる事項を勘案し、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な事項に関する指針を策定するものとする。

① 公的資金による事業再生支援が当該公的資金再生事業者の事業を維持更生し、又は再生するために必要最小限のものであるかどうか。

② 競争条件に対する影響を最小限とするため必要な措置が講じられているかどうか。(第三条関係)

#### 第四 事業再生支援法人及び関係行政機関の長の責務

一 事業再生支援法人は、公的資金による事業再生支援を行うに当たっては、第三の指針を勘案するものとする。

(第四条関係)

二 関係行政機関の長は、公的資金再生事業者又は同種の業務を営む事業者に対し処分等(行政手続法第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第五の一において同じ。)を行うときは、第三の指針を勘案するものとする。

(第五条関係)

#### 第五 事業再生支援法人及び関係行政機関の長に対する勧告

一 公正取引委員会は、第三の指針に照らし公的資金による事業再生支援又は公的資金再生事業者若しく

は同種の業務を営む事業者に対する処分等が適切に行われていないと認めるときは、事業再生支援法人又は関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができるものとする。 (第六条第一項関係)

二 公正取引委員会は、一による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならないこと。 (第六条第二項関係)

三 事業再生支援法人及び関係行政機関の長は、一による勧告に基づき講じた措置について、公正取引委員会に通知しなければならないこと。 (第六条第三項関係)

第六 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正  
正

一 平成二十四年四月一日前に更生手続開始の決定等の事実が生じた公的資金再生事業者については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第十四条第二項の規定は、適用しないものとする。

二 連結親法人である一の公的資金再生事業者については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第二十二條第二項の規定は、適用しないものとする。

こと。

(第七条関係)

## 第七 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第六は、平成二十五年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)